**特定非営利活動法人　まちアート・夢虫　　定款**

**（通称　NPO まちアート・夢虫）**

**第１章　　総　則**

**（名称）**

第 １ 条　　この法人は、特定非営利活動法人まちアート・夢虫（通称：NPOまちアート・夢虫）という。

**（事務所）**

第 ２ 条　　この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市印内１丁目９番１棟105号に置く。

**第２章　　目的及び事業**

**（目的）**

第 ３ 条　　この法人は、芸術・文化の体験、育成・支援活動、情報提供等を通じて、豊かで楽しく、明るく暮らせる地域社会づくりと芸術・文化の発展に寄与することを目的とする。

**（特定非営利活動の種類）**

第 ４ 条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 国際協力の活動

**（事業の種類）**

第 ５ 条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）芸術・文化の鑑賞、講演会を企画する事業

（２）芸術・文化のワークショップを企画する事業

（３）芸術・文化の研究、調査をし、情報提供を図る事業

（４）芸術・文化を通して、児童・青少年の育成、支援を図る事業

（５）会報、資料及び出版物の発行事業

（６）芸術・文化の活動の場として劇場設立の事業

（７）他団体の芸術・文化活動の支援事業

（８）そのほか、芸術・文化の推進に必要と思われる事業

**第３章　　会　員**

**（種別）**

第 ６ 条　　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

　　　　　　（１）正会員　　　　この法人の目的に賛同して、入会した個人

　　　　　　（２）メイト会員　　この法人の目的に賛同し、この法人の活動に

参加する個人

　　　　　　（３）賛助会員　　　この法人の目的に賛同し、賛助するため入会

した個人または団体

**（入会）**

第 ７ 条　　正会員及びその他の会員の入会については、特に条件を定めない。

　　　２　　正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

　　　３　　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**（会費）**

第 ８ 条　　正会員及びその他の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

**（会員の資格の喪失）**

第 ９ 条　　正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
3. 正当な理由なく会費を２年滞納し、又は勧告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
4. 除名されたとき

**（退会）**

第 10 条　　正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**（除名）**

第 11 条　　正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

**（拠出金品の不返還）**

第 12 条　　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

**第４章　役員及び職員**

**（種別及び定数）**

第 13 条　　この法人に次の役員を置く。

1. 理事　５人以上（15人以内）
2. 監事　１人以上（２人以内）

理事のうち、１人を理事長とし、副理事長を２人置く。

**（選任等）**

第 14 条　　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

　　　２　　理事長、副理事長は、理事の互選とする。

　　　３　　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

　　　４　　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

**（職務）**

第 15 条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　　２　　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

　　　３　　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

　　　４　　監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること
2. この法人の財産の状況を監査すること
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
4. 前３号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

**（任期等）**

第 16 条　　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　２　　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

　　　３　　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**（欠員補充）**

第 17 条　　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

**（解任）**

第 18 条　　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が

あったとき

**（報酬等）**

第 19 条　　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　　　２　　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　　３　　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

**（事務局及び職員）**

第 20 条　　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

　　　２　　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

　　　３　　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

**第５章　　総　会**

**（種別）**

第 21 条　　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

**（構成）**

第 22 条　　総会は、正会員をもって構成する。

**（権能）**

第 23 条　　総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び予算並びにその変更
5. 事業報告及び決算
6. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
7. 会費の額
8. その他運営に関する重要事項

**（開催）**

第 24 条　　通常総会は、毎年1回開催する。

　　　２　　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
2. 正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
3. 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき

**（招集）**

第 25 条　　総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

　　　２　　理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　３　　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

**（議長）**

第 26 条　　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**（定足数）**

第 27 条　　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

**（議決）**

第 28 条　　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

　　　２　　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

**（表決権等）**

第 29 条　　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　３　　前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

　　　４　　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**（議事録）**

第 30 条　　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

**第６章　　理事会**

**（構成）**

第 31 条　　理事会は、理事をもって構成する。

**（権能）**

第 32 条　　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
4. 事務局の組織及び運営に関する事項
5. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**（開催）**

第 33 条　　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき
2. 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
3. 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

**（招集）**

第 34 条　　理事会は、理事長が招集する。

　　　２　　理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

　　　３　　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

**（議長）**

第 35 条　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

**（議決）**

第 36 条　　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

　　　２　　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（表決権等）**

第 37 条　　各理事の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

　　　３　　前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

　　　４　　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**（議事録）**

第 38 条　　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第７章　資産及び会計**

**（資産の構成）**

第 39 条　　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金品
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

**（資産の管理）**

第 40 条　　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

**（会計の原則）**

第 41 条　　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

**（会計の区分）**

第 42 条　　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

**（事業計画及び予算）**

第 43 条　　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

**（暫定予算）**

第 44 条　　第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

　　　２　　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

**（予備費の設定及び使用）**

第 45 条　　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

　　　２　　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**（予算の追加及び更正）**

第 46 条　　予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

**（事業報告及び決算）**

第 47 条　　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

　　　２　　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**（事業年度）**

第 48 条　　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

**（臨機の措置）**

第 49 条　　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

**第８章　　定款の変更、解散及び合併**

**（定款の変更）**

第 50 条　　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

**（解散）**

第 51 条　　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による設立の認証の取消し

　　　２　　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

　　　３　　第１項第２号の自由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

**（残余財産の帰属）**

第 52 条　　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、その時の総会において決定し、譲渡するものとする。

**（合併）**

第 53 条　　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

**第９章　　公告の方法**

**（公告の方法）**

第 54 条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

**第１０章　　雑　則**

**（細則）**

第 55 条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

**附　則**

　　1.この定款は、この法人の変更した日から施行する。